

【消費者庁】

2025年6月17日開催の「あきたこまちR」の表示と「有機JAS」の問題についての院内集会に向けて頂いた事前質問項目について下記のとおり回答いたします。

問：

消費者の権利を守る景品表示法は、次のように、食品表示法にもJAS法にもわざわざ景品表示法の適用を排除してはならないとの規定が設けられており、消費者が誤認する・誤認するおそれのある表示については、たとえその表示がそれらの法の運用の一環として定められた政省令や告示に基づくものであったとしても、景品表示法によって取り締まることが可能になっています。

すなわち、食品表示法では第十四条「この法律の規定は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）の適用を排除するものと解してはならない。」、日本農林規格等に関する法律（JAS法）では第七十四条「この法律の規定は、食品衛生法（昭和三十二年法律第二百三十三号）又は不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）の適用を排除するものと解してはならない。」とあります。

また、「品種群設定」についても、農産物検査法を運用するに当たっての単なる農林水産省の局長通知に過ぎない「検査基本要領」で「できる」とする規定に基づくものでしかありません。

したがって、消費者が誤認する・誤認するおそれのある景品表示法に抵触する表示が、現にまだ発生していなくても、これらの法の運用の一環として発生する蓋然性がある場合には、消費者庁は、その発生を未然に防ぐため、関係行政庁と必要な行政調整を行い、「誤認のおそれ」のある表示を未然に防止する必要があります。それは、消費者庁として、上記の「景品表示法の適用を排除してはならない」との規定に基づく当然の義務でもあります。

そこで、次の点について、消費者庁として、どのように調べたか、そしてそれが「誤認」を引き起こさないものなのかどうかをお知らせください。

1. 「あきたこまち」と「あきたこまちR」の間には、後者はカドミウム低吸収性という品種特性が付与されて、種苗法上の品種登録やイネ・遺伝子に特許まで申請している「著しい乖離」がある点こそが問題です。

また、品種開発（育種、品種改良）の段階で重イオンビーム（放射線）照射を行って開発した品種でありカドミウム（本来はマンガン）をイネ・コメ中への吸収に関わる遺伝子が欠失している遺伝子が改変された品種であることです。これらの違いのあるコメについて、景品表示法第5条3号の「誤認の恐れがある」という点から問題にすることもできる事案です。そして、まず何よりも消費者がどう受け取るかが重要です。

これらの「違い」について、どのように調べたのか、また、それが「誤認」にあたらないのかどうか、お知らせください。

2. 「有機 JAS」に関する表示については、「有機 JAS」において「放射線育種」は禁止技術とされていないとする農林水産省のコーデックス有機ガイドラインの「遺伝子操作／遺伝子組換え」の定義にの解釈については、有機農業の原則や消費者の「有機」認識にまで立ち返って総合的に理解し解釈する必要があります。遺伝子を改変する技術を使用するかどうかの観点からの解釈が求められています。

この点について、これらの「違い」について、どのように調べたのか、また、それが「誤認」にあたらないのかどうか、お知らせください。

3. 今後、各地の地域の品種が、従来品種と「品種群」とされて産地品種銘柄で表示され、消費者に中身の実体が明瞭に知らされないまま、全国的に流通していくことが予想されます。この件について、消費者庁と消費者委員会との連携がどのようにできるか、お知らせください。

回答：

○1及び2について

景品表示法は、事業者が、自己の供給する商品又は役務の内容について、実際のものよりも著しく優良であると示す表示等を禁止しています。そして、優良誤認表示に該当するか否かについては、個別の事案ごとに、表示と実態との間に「著しい」乖離があるかといった法律上の各要件を満たすかを証拠に基づき総合的に判断することになります。

個別具体的な事案について調査の有無やその内容についてはお答えを差し控えますが、一般論としてお答えすると、「あきたこまち R」については、農水省において、品種間の品質の評価に差がないとされ、「あきたこまち」と同一の品種群とされている以上、少なくとも「あきたこまち R」を「あきたこまち」と表示することのみをもって「著しい」乖離があると判断することは難しいと考えられます。

また、有機 JAS のルールに則って「有機」の表示を行っているのであれば、当該表示をすることのみをもって「著しい」乖離があると判断することは難しいと考えられます。

なお、景品表示法第5条3号は、同条第1号及び第2号のほか、内閣総理大臣が告示で新たに禁止する不当表示を指定する場合の根拠規定であり、同規定に基づいて指定された表示（現在7つの表示が指定されています。）を事業者がした場合に景品表示法違反となるものであります。

○3について

農産物検査法は、農産物の公正かつ円滑な取引とその品質の改善とを助長し、あわせて農家経済の発展と農産物消費の合理化とに寄与することを目的としており、玄米における農産物検査は、外観を基に品種名及び等級を決定することにより現物を見なくても精米の歩留まりが想定できるなど流通を円滑にするために生産者等が任意で受検できる制度です。

その中で、産地品種銘柄の検査は、単一品種による銘柄設定が基本ですが、品種間の外観上の品質の評価に差がなく取引上で同一銘柄とすることについて、取引関係者の合意が形成されるものは、複数の品種を同一産地品種銘柄として取り扱う品種群とすることができます。

「あきたこまち R」については、令和 5 年 10 月、秋田県知事から「あきたこまち」と品質外観上の差異がなく、取引関係者からの合意も得られているとして申請があり、令和 5 年 12 月に有識者等から構成される意見聴取会において、異義がないことを踏まえ、令和 6 年 4 月の要領改正で品種群に設定しています。

食品表示基準においては、第 19 条の規定に基づき、「品種」の表示については、その表示の確認方法として、農産物検査法による証明のみによらず、生産者が根拠資料を保管していることを要件とした表示が可能となっています。

このため、当該検査証明書を根拠とする場合は、カドミウム低吸収性品種の「あきたこまち R」と従来品種の「あきたこまち」は同一の品種群に指定されており、品種名は「あきたこまち」と表示することになりますが、農産物検査制度における取り扱いに関わらず、生産者が事実を示す根拠資料を保管することにより、「あきたこまち R」と表示して流通・販売することは可能です。

また、ご質問の消費者委員会との連携については、消費者庁が食品表示基準の規定を見直すに当たっては、食品表示法第 4 条第 2 項の規定により、消費者委員会の意見を聞かなければならないこととされているところです。

以上

事前質問に対する回答について
(「あきたこまち R」の表示と「有機 JAS」の問題 院内集会)

事前質問)

1. 消費者委員会の役割や権限、重要事項に関し、自ら調査審議し、必要と認められる事項を内閣総理大臣、関係各大臣又は長官に建議することができる消費者の権利を擁護する委員会であることなどを簡単にご説明くださいますと幸いです。

回答) 消費者委員会は、内閣府に設置された審議会等であり、独立した第三者機関として、消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策に関する重要事項等に関し、自ら調査審議し、必要と認められる事項を内閣総理大臣、関係各大臣又は消費者庁長官に建議、意見する機関です。

1. 「あきたこまちR」を有機認証できると考えた根拠は何ですか。

(答)

- 1 有機農産物JASにおいて、放射線照射により育種された種苗の使用は、禁止されておられません。
- 2 従って、「あきたこまちR」について、有機JAS認証を受けることは可能です。

2. 有機 JAS 等の Q & A (2024 年 7 月 1 日改訂) の問 10-10 の新設、及びその内容は、いつ、どのように検討・審議して決めたのですか。

(答)

1 「有機農産物、有機加工食品、有機畜産物及び有機飼料の JAS の Q & A」は、JAS の理解に資するため、規格の解説などを記載しているものです。

Q & A の問 10-10 についても、事業者等から問合せが多くあった、有機農産物 JAS における放射線照射により育種された種苗の使用の可否について、従来の見解を示したものであり、新たな見解を示したものではないことから、JAS 制度に関する事務を所掌している、農林水産省新事業・食品産業部食品製造課及び国税庁課税部酒税課において作成しています。

2 なお、有機 JAS を含む JAS の改正等にあたっては、JAS 法に基づきパブリックコメントの実施、日本農林規格調査会での審議を経ることとしており、今後も JAS の適切な運用、改正に努めてまいります。